

グリーストラップを使用している飲食店のみなさまへ

グリーストラップは、排水に含まれる油脂分やごみなどを取り除くために厨房の排出先に設置されています。

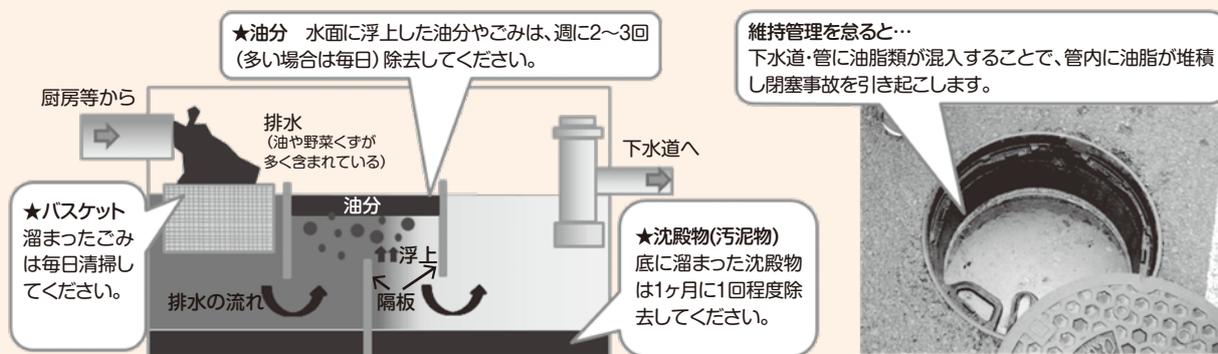
冬場は排水管内で油脂分が冷やされ固着することによって、非常に詰まりやすい状況になります。排水管を詰まらせた場合、宅内の排水設備の修繕費用についてはお客様負担となり、管路清掃には多額の費用がかかってしまいます。

また、下水道本管であっても、お客様の過失と判断された場合、復旧に要した費用をお客様にご負担いただく場合もありますので、グリーストラップの定期的な清掃をよろしくお願いいたします。

一般的な維持管理方法は下記のとおりです。利用状況によって、排出する油脂分やごみの量が異なりますので、排出量に応じた適切な管理をお願いします。

▶ 問い合わせ先＝上下水道課 下水道業務係 ☎0285(56)9167

グリーストラップの定期点検をお願いします!



子どもを虐待から守りましょう!

～11月は児童虐待防止推進月間です～

児童虐待は、「子どもに対する最も重大な権利侵害である」と言われています。

それは、児童虐待が、子どもが幸せに生きるための権利(人権)を奪うだけでなく、子どもの心身の成長や人格の形成に大きな影響を与えるものだからです。

●虐待とは

虐待とは、理由を問わず身体的な暴力や言葉による威圧などによって子どもを傷つける次のような行為を言います。

1. 身体的虐待(殴る、蹴る、叩く、戸外に閉め出す等)
2. 性的虐待(性的ないたずらを強要・教唆する、性器や性交を見せる等)
3. ネグレクト(適切な衣食住の世話をしない、病院に連れて行かない等)
4. 心理的虐待(言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの面前でのDV等)

●虐待かもと思ったら迷わずに電話をください

児童相談所虐待対応ダイヤル 189(24時間対応)

栃木県中央児童相談所 028(665)7830

午前8時30分～午後5時15分(平日)



▶ 問い合わせ先＝子ども家庭課 相談支援係 ☎0285(56)9137

きつかけは訪問購入!?

犯罪まがいの深刻なトラブルに注意

事例1

自宅に一人で居るとき、購入業者の訪問を受けた。集めていた切手を買って持ち帰るつもりになり、代金1万8千円を受け取った。その後、貴金属はないかと言われ、金のネックレスとダイヤの指輪を見せていたが、目を離した隙に購入業者がいなくなっており、アクセサリを持ち去られた。書面は何も渡されておらず、事業者名や電話番号もわからない。

事例2

「何でも買い取る」という女性の声で電話があり、購入業者の来訪を承諾し、終活のため買い取ってもらいたい未使用の贈答品や着物を用意して待っていた。その後、他県ナンバーの車で購入業者の男性がやってきたが、贈答品や着物には目もくれず、「貴金属はないのか。タンスの中を調べて」と言われた。貴金属はないと言っても引き下ろさず、身につけていた母の形見の指輪を外せと迫ってきた。これは売らないと強く言い返したら帰っていったが、すごく怖かった。何でも買い取ると言われたのを信じたが、実際は嘘だった。



● 購入業者の飛び込み勧誘は禁止されています。禁止行為をする購入業者は決して家に入れないようにしましょう。目的を隠して近づいてくる可能性もあり、話を聞く場合でも、玄関ドアを開けないようにしましょう。

● 購入業者は、女性や若い男性を使って優しい口調で電話をかけてきて、訪問の承諾を得ようとしてきます。買い取ってもらってもりがなければ、話を聞かずに断ることが大切です。買い取ってもらってもりがあつたとしても、安易に訪問を承諾するのではなく、少しでも疑問を感じたら早めに電話を切りましょう。

● 訪問購入を装った犯罪に巻き込まれる危険があるため、一人では対応しないようにしましょう。貴金属を買い取ってもらってもりがなければ、購入業者に求められたとしても見せないようにしましょう。また、見せる際には絶対に目を離さないようにしましょう。

● 身の危険を感じた場合や盗難被害に遭った恐れがある場合は、直ちに110番通報しましょう。

なお、訪問購入においては、消費者は特定商取引法に定める書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフをすることができます。クーリング・オフが認められる期間内は購入業者に対して物品の引き渡しを拒むことが可能です。

▼相談日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所 上三川町消費生活センター（役場1階 地域生活課内）

▼相談専用電話 ☎0285(5)6(9)1533

まずは、お電話を。消費者ホットライン188でもつながります。